

# 池田市立石橋小学校いじめ防止基本方針

2025年4月1日

## 第1章 いじめに関する定義といじめ防止に対する基本理念

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 無視されたり、人数の多少にかかわらず仲間はずれをされたりする
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

### 2 いじめ防止に関する基本理念

いじめは、子どもの心身を深く傷つけるものであり、将来にわたって子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。全教職員が、いじめや、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為を絶対に許さないという姿勢を持ち、事案の軽重にかかわらず、毅然として応じることが大切である。そうした教職員の姿が、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを絶対に許さない児童の意識と行動の育成につながっていく。

これまで教育活動全般において行われてきた人権教育を、今後もより一層重視し、生命や人権を尊重する教育実践を推進するとともに、教職員自身が、児童一人一人を“多様な個性を持つかけがえのない存在”として、児童の人格の健やかな発達を支援するという観点から、人権的配慮に溢れる指導を徹底することが重要となる。

全ての教職員が「いじめは重大な人権侵害事象である」という理念を共有し、共につながり合い、違いを認め合える環境を作ることがいじめの未然防止につながる。

本校の掲げる目指す子ども像「精いっぱい生きて、共に高め合う子」を実現するため、授業や行事などの学校教育活動において子ども同士の対話によるつながりを大切にすること、日々の教育活動の中に支援教育の観点を取り入れることで、互いの違いを認め合い、共に分かち合える「いじめのない集団」を作っていきたい。

### 3 いじめ防止対策に関わる校内組織

(1) いじめ防止のための校内組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 校内のいじめ防止対策委員会は以下の構成員による。

校長または教頭、首席、生徒指導コーディネーター、生活指導部員  
各学年学級担任代表、専科教員代表、支援学級担任代表

(必要に応じて・・・養護教諭、SC、SSW、その他教職員)

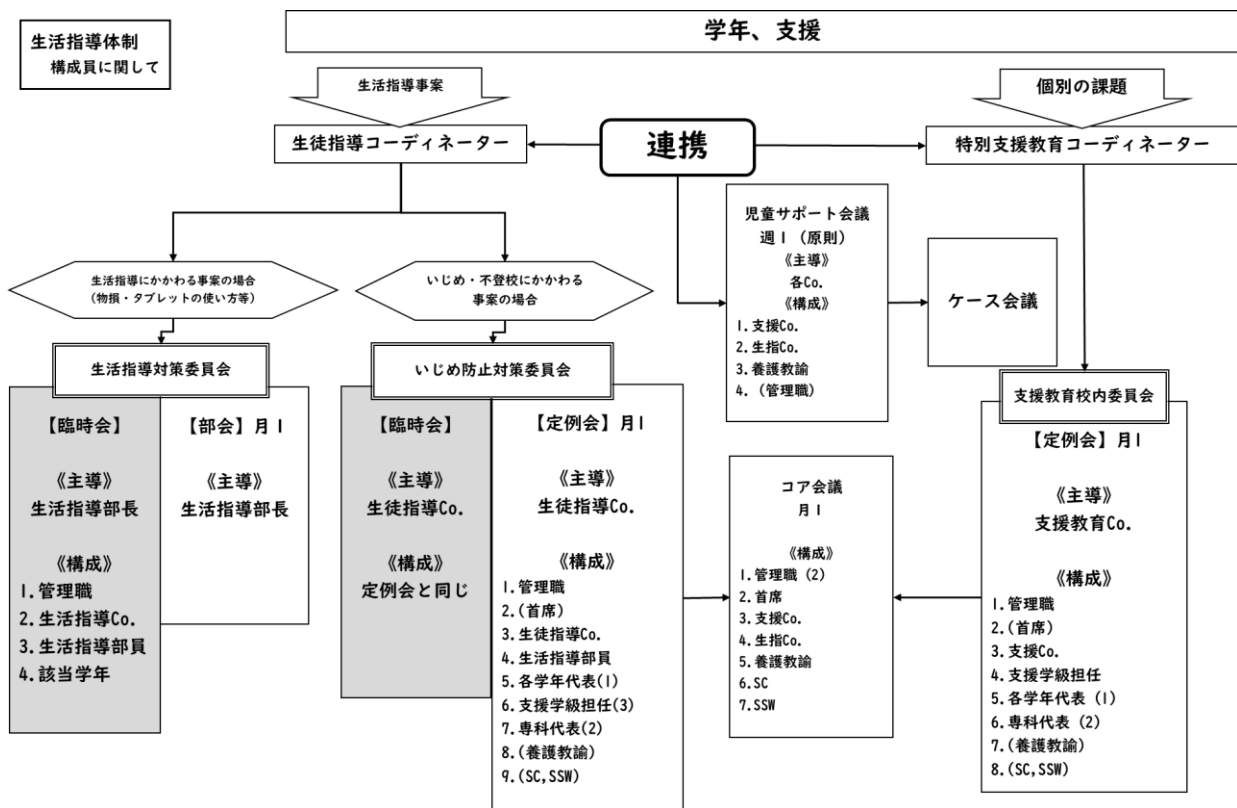
(3) いじめ防止対策委員会の役割を以下に定める。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- イ いじめの未然防止・早期発見
- ウ いじめ事象への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ いじめ防止対策に関する年間計画の作成と実施
- カ いじめ防止対策に関する各取組の有効性の検証

(4) いじめ防止対策委員会の委員長は、生徒指導コーディネーターとする。

(5) 委員長は、毎月開催される定例会を主宰する。また、同委員会の活動を統括する。

参考：〈生活指導体制概略図〉



## 第2章 いじめの未然防止について

### 1 いじめの未然防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校および学級が、人権意識の尊重された環境であることが求められる。人権意識の尊重された環境を実現するためには、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、あらゆる教育活動を通して、総合的に推進する必要がある。児童が互いの違いを認め合い、共に分かり合える、豊かな人間関係を築くための様々な取り組みを通して、信頼感のある人間関係を構築し、人権を尊重できる集団としての質を高めていくのである。

全ての児童が安全で安心できる学校生活を送るためには、「いじめを絶対に許さない。見逃さない」という児童一人一人の意識が必要である。教職員が「いじめは絶対に許さない」という理念のもとに教育活動を行うことで、児童にもその感覚が養われることを期待する。また、「いじめを許さない」という感覚は、教職員だけでなく保護者や地域の方々にも大切なものであり、いじめに対して同じ思いを持つために、学校と家庭との密な連携を大切にしていきたい。

### 2 いじめの防止のための手立て

- (1) 児童に対しては、人権教育を中心に「いじめをしない、させない、ゆるさない」集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない資質や能力として、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度や、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるために、教育活動を通して、児童が目標を達成するために、互いに協力し合う場面を設定する。
- (3) 児童の自己有用感や自己肯定感を育むために、教育活動全般を通して、児童一人一人が活躍できるような場面を設定する。
- (4) いじめが人権侵害事象であることを全ての児童が理解できるよう、道徳や人権教育等を通じて、いじめについて学習する機会を確保する。
- (5) 児童の実態を踏まえて教育活動を展開し、教育活動の改善するため、学校教育全般において児童の状況や様子をつぶさに観察する。
- (6) ストレスに適切に対処するために、相談活動やカウンセリングを実施する。
- (7) いじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめに対する考え方や未然防止のための認識と行動、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動がないよう、管理職は教職員の日常の教育活動を監督する。また、教職員同士は互いの姿を観察し合い、適切な相互指導・助言を行う。

### 第3章 いじめの早期発見について

#### 1 いじめの早期発見に関する基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめによる被害を最小限とするために極めて重要なものである。

しかし、いじめの特性として、いじめによる被害児童は自分の思いをうまく伝えられなかったり、自らのいじめ被害を訴えたりすることが難しい場合がある。特に低学年児童においては、それが顕著である。また、インターネット等による実態の把握が困難ないじめも昨今は増加しており、いじめの実態把握はより困難を極める。

それゆえ、教職員には、児童が意識的・無意識的に表出する言動の中から、いじめにつながるものはないかを発見し、適切に対応する力が求められる。いじめの早期発見には、児童が示す小さな変化やサインが兆候になるため、全ての教職員は全ての児童に対して、そうした兆候を見逃さないようにすることが大切である。

また、教職員が積極的に児童に関する情報交換を行い、情報を共有することで、いじめの兆候を発見したり、適切な生徒指導に生かしたりすることができる。職員朝礼やいじめ防止対策委員会、支援教育校内委員会に限らず、児童の日々の様子や気になる様子について、日頃から情報共有に努める必要がある。

#### 2 いじめの早期発見のための手立て

- (1) 定期的に全児童を対象として「心と体のアンケート」を実施する。アンケートの実施時期は、学期に1回とする。
- (2) 児童の日常の様子を観察する。授業時間はもとより、休み時間における児童との活動に可能な範囲で参加し、授業では見られない児童の様子の把握に努める。
- (3) 毎週木曜日の職員朝礼において「児童を語る会」を実施し、気になる児童の情報を全教職員で把握する。
- (4) 児童の家庭環境や、家庭での様子を把握し、保護者と連携して児童を見守るため、家庭との協力関係を構築する。家庭や学校での変化を相互に連絡し合い、児童のわずかな変化を見逃さないための良好な関係づくりに努める。
- (5) 教育相談を実施する。定期的な教育相談として、1・2学期の個人懇談会、毎学期の学級懇談会を設ける。
- (6) 児童・保護者がいじめに関して相談できる体制として、相談窓口を設置する。児童からの相談においては、学級担任・支援学級担任・専科教員や養護教諭等の児童が話しやすい教職員が第一の窓口となる。児童との関わりのある過去の年度での学級担任や生徒指導コーディネーター、その他の教職員が相談を受けることもある。保護者においては、学級担任や支援学級担任、学年の担任団、管理職、養護教諭、生徒指導コーディネーター、管理職が相談窓口となる。いじめに関する相談については、誰が窓口となっても学校として対応できるよう校内の協力体制を整える。
- (7) 教職員がいじめに関して相談できる体制として、相談窓口を設定する。所属学年の担任団、生徒指導コーディネーター、管理職等を窓口とし、生徒指導コーディネーター・いじめ防止対策委員会と連携する。
- (8) 教育相談等で得た児童の個人情報については、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示する必要がある場合は、適切な手続きを踏まえ、不必要に情報が漏れることがないように、必ず管理職に相談し、いじめ防止対策委員会で検討した上で開示する。

## 第4章 いじめ発生時の対応について

### 1 いじめ発生時の対応についての基本的な考え方

いじめ事象の発生時に第一に優先すべきは、いじめ被害児童の保護である。いじめ被害児童はいじめ事象発見時に最優先に保護され、安心と安全の保障と事後のケアが約束されるべきである。

また、いじめ行為に及んだ加害児童の背景や原因を正確に把握し、適切に指導を行うことが、いじめの再発防止において重要なことであるとともに、加害児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行うことで、加害児童の自己変革を促し、人間的信頼回復のきっかけをつかませることが教育上必要である。

被害児童の心情に寄り添った適切なケアをすることを最優先としながらも、いじめ事象に関係した全ての児童が豊かな人間関係を再構築する営みを通して、児童の人間的成長を促すことが大切である。

### 2 いじめ発生時の初期・中期対応

- (1) いじめの疑いがある場合、わずかな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に対応を行っていく。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止する。
- (2) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (3) いじめと思われる事象に関して教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年担任団、生徒指導コーディネーター、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、生徒指導コーディネーターが中心となり、生徒指導コーディネーターが指名した教職員で組閣されたいじめ対応チームによって速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。
- (4) いじめの事実が確認された場合、学級担任、支援学級担任等は加害児童への指導と被害児童のケアを行う。同時に、管理職または生徒指導コーディネーターは教育委員会に報告をする。事案の内容によっては教育委員会の指示のもと対応に当たる。
- (5) 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭の状況に合わせて、丁寧に行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会連絡のもと、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 被害児童及びその保護者への支援

被害児童及びその保護者のケアについては、被害児童の心情を最大限に尊重し、学校と被害児童及びその保護者との連携をもとに判断していく。その際、被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒指導コーディネーターを中心にいじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4 加害児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめ行為を止めさせた上で、加害とされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童が複数いる場合、それぞれの聴取を個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) 加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが発生した集団への働きかけ

- (1) いじめ事象を見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えられるよう指導を行う。

いじめに関わった児童に対しては、正確な事実確認を行うとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

いじめ行為に同調していたり囃し立てたりしていた児童（「観衆」）や、いじめ行為を見て見ぬふりをしていた児童（「傍観者」）に対しても、そうした行為が被害児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、次は自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることでいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめ事象が認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級担任は児童一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員は、児童が他者と関わる中で自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

#### 6 インターネット等によるいじめについて

- (1) インターネット等による不適切な書き込み等があったとされる場合、学校は問題のウェブサイト等の当該の箇所を確認し、URLや、その箇所を保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) インターネットの掲示板やSNS等の書き込みによるいじめ対応は下記の手順で行う。

##### ①いじめと疑われる書き込みの発見

インターネット上やSNS等によるいじめは、児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によって発見されることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとること

- ・ 情報提供者の連絡先を確認するとともに、情報提供者に関する守秘を約束すること
- ②書き込みの内容の確認・保存
  - 書き込みがあった掲示板等を確認するとともに、掲示板等の URL 等を控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして、書き込みの内容を保存する。書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関（所轄警察署等）に連絡する。生徒指導事案や人権侵害事象であった場合は教育委員会に連絡する。
- ③掲示板等の管理者への削除依頼及び開示請求
  - 被害児童及びその保護者が学校の協力を得ながら削除依頼及び情報開示請求を行う。学校が削除依頼を代行することはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない。
- ④掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）への削除依頼
  - 管理者による書き込み等の削除がされない場合はプロバイダへ削除依頼を行う。
- ⑤書き込み等が削除されない場合の対応
  - 管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、所轄警察署や法務局・地方法務局に相談するなどして、以後の対応を検討する。
- (3) 電子メール・無料通話アプリ等のメッセージ等によるいじめ対応は下記の手順で行う。
  - ①いじめと疑われるメッセージ等の発見
    - 電子メール・無料通話アプリ等のメッセージ等にいじめに関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。
      - ・ 情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとること
      - ・ 情報提供者の守秘を約束すること
  - ②メッセージ等の内容の確認・保存
    - 問題となるメッセージ等を確認するとともに、内容をプリントアウトしたりスクリーンショットをとったりして、メッセージ等の内容を保存する。
    - 内容の保存に際しては、関係児童の保護者の同意を必要とする。メッセージ等の内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告、写真や動画の不適切な漏洩等）は、関係機関（所轄警察署等）に連絡することも視野に入れ慎重に対応する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も同様に慎重に対応する。
- (4) インターネット等によるいじめの未然防止のための情報モラル教育の推進を推進する。情報モラル教育に関する年間計画は「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に応じて実施する。
- (5) 携帯電話やスマートフォンをはじめとする情報機器の扱いについては、起こりうる問題を周知し、児童の理解を育むとともに、児童用タブレット端末の使用ルールをもとに、家庭での情報機器の使用に関するルール作りを促すなど、家庭と連携をとりながら指導にあたる。インターネット上のいじめは発生場所が学校内外を問わないため、学校と各家庭が連携して指導していくことが極めて重要である。

以上